

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省の学校基本調査によると、直近10年間で特別支援学校数約11%増、その児童・生徒数約14%増、特別支援学級数1.6倍、その児童・生徒数2.1倍、通級による指導を受けている児童・生徒数約2.6倍と、医療的ケア児を含めた特別支援教育を受ける児童・生徒数は年々増加しており、新たな特別支援教育体制の整備、専門的な知識や経験を持った教員等の増員は必要不可欠である。

また、障害者の権利に関する条約に基づき、共生社会の形成に向けて、子供たちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、特別支援教育の更なる拡充が必要である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、下記の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 障がいのある児童、生徒に対する日常生活動作の介助、発達障がいの児童、生徒に対する学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援を行うこと。
- 2 保護者や関係機関に対する学校の窓口、学校内の関係者や関係機関との連絡調整及び子供たちのニーズに合った支援を行う特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援を行うこと。
- 3 看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援を行うこと。
- 4 各学校の校内全体でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、特別支援学校のセンター的機能強化への支援を行うこと。
- 5 GIGAスクール構想で整備された端末を特別支援学級・学校等の授業はもとより、個々の特性やニーズに応じて有効活用するための特別支援教育デジタル支援員(仮称)の配置への支援を行うこと。
- 6 現状、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の保有率が87.2%であることから、特別支援教育の質の向上のため、大学等での科目の修得促進など、教職員の同免許状取得支援の強化を行うこと。あわせて、特別免許状についても強力的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年8月7日

吹 田 市 議 会

【送付先】

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

衆議院議長

参議院議長